

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月13日
【四半期会計期間】	第88期第3四半期(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)
【会社名】	株式会社よみうりランド
【英訳名】	YOMIURI LAND. CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 関根達雄
【本店の所在の場所】	東京都稲城市矢野口4015番地1
【電話番号】	044(966)1131
【事務連絡者氏名】	常務取締役総務部担当 小飯塚稔
【最寄りの連絡場所】	東京都稲城市矢野口4015番地1
【電話番号】	044(966)1131
【事務連絡者氏名】	常務取締役総務部担当 小飯塚稔
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第87期 第 3 四半期 連結累計期間	第88期 第 3 四半期 連結累計期間	第87期
会計期間	自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年12月31日	自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年12月31日	自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日
売上高 (千円)	12,087,056	11,926,976	15,258,651
経常利益 (千円)	2,130,652	2,017,142	2,115,574
四半期(当期)純利益 (千円)	1,274,997	1,188,956	1,175,171
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	1,234,959	1,151,089	772,186
純資産額 (千円)	18,389,185	18,235,974	17,626,828
総資産額 (千円)	54,435,691	52,311,978	53,181,974
1 株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	15.94	15.07	14.72
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	33.8	34.9	33.1

回次	第87期 第 3 四半期 連結会計期間	第88期 第 3 四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成22年10月 1 日 至 平成22年12月31日	自 平成23年10月 1 日 至 平成23年12月31日
1 株当たり四半期純利益金額 (円)	3.78	5.30

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第87期第 3 四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年 6 月30日)を適用し、遡及処理しております。

2 【事業の内容】

当第 3 四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、緩やかに持ち直しの動きがみられたものの、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあります。また、景気の先行きも、原発災害の影響や、海外景気の下振れ懸念などにより、不透明な状況が続いております。当社グループの関連する業界におきましても、個人消費は横ばいで推移しており、厳しい経営環境が続いております。

このような状況の下、当社は募金活動などの被災者支援や義援金の寄付、また節電対策などに取り組むとともに、売上確保へ向けた積極的な営業展開を図りました。

公営競技部門の川崎競馬は、前年同四半期と同じく47日開催されました。電力供給の制約の下、5月から節電対策を講じたナイト競馬を実施し、重賞競走は6月の「関東オークス」、7月の「スパーキングレディーカップ」などが開催されました。12月はセミナイトで実施され、重賞競走「全日本2歳優駿」が行われました。船橋競馬は、震災と台風15号の影響による本場開催中止により、前年同四半期比5日減の34日開催されました。重賞競走は5月にビッグレース「かしわ記念」、9月の「日本テレビ盃」などが開催されました。また、9月には近隣商業施設とコラボレーションした親子で楽しめるイベント「おうまフェス2011～親子であそぼ。～」を開催し好評を博しました。船橋オートレースは、震災の影響により4月の本場開催が中止となったため、前年同四半期比8日減の45日開催されました。5月にはG「黒潮杯」、11月には7年振りにS G「日本選手権」が開催されました。また、7月には新人オートレーサーがデビューし、マスコミにも取り上げられ、話題となりました。なお、上記のほか、川崎競馬場150日、船橋競馬場158日、船橋オートレース場199日の場外発売を実施しております。また、川崎競馬場では、12月から日本中央競馬会（JRA）の全レースの場外発売を開始し、8日実施されました。競輪場外車券売場「サテライト船橋」は、前年同四半期比5日減の268日実施されました。近隣施設が震災の影響で開催を見送るなか、4月1日より稼働し、多くのファンが来場しました。9月には繁忙日対策として有料席を増設し、顧客ニーズに対応しました。

なお、通期の開催日数につきましては、川崎競馬及び船橋競馬は1日減、船橋オートレースは1日増の予定です。

ゴルフ部門の東京よみうりカントリークラブは、積極的に外部営業に取り組み、多くのコンペを獲得したことなどにより入場者は増加しました。また、復興支援としてチャリティコンペを実施しました。なお、12月に開催された「ゴルフ日本シリーズ」Ｔカップは悪天候により３日目が中止となったものの、最終日はプレーオフまでもつれこみ大いに盛り上がりを見せました。よみうりゴルフ倶楽部は、遊園地のイベント「ほたるの宵」や「ジュエルミネーション」と連携したディナーイベントなどを実施し好評を博しました。また、外部営業や自主コンペのタイムリーな開催などに積極的に取り組みましたが、震災による自粛ムードや悪天候などの影響により、入場者は減少しました。静岡よみうりカントリークラブは、早期予約による割引施策「早割」や自主コンペを積極的に実施いたしました。夏期の節電の影響による企業の土・日曜日操業により木・金曜日の入場者が増加したことに加え、土・日曜日に、来場者減少の歯止め策を実施した結果、入場者は増加しました。千葉よみうりカントリークラブは、夏期の節電の影響による、企業の土・日曜日操業対策として、土・日・祝日の割引料金企画「サマーミッション」を実施したほか、賞品が当たるスクラッチカードを配布するイベント「けずってゴルフ」、祝日に49歳以下への割引料金サービスなどを実施したことなどにより入場者は増加しました。

遊園地部門の遊園地では、ゴールデンウィークの「ご当地グルメ」、6月の「ほたるの宵」、夏には恒例の「スプラッシュバンデット」やリニューアルしたお化け屋敷「闇霊村（やみろうむら）～女武士～」、9月には「サンマ祭と東北うまいものフェア」のほか、EASTでは多数のアイドルイベントなどを展開しました。11月からは昨年に引き続き、世界的照明デザイナー石井幹子氏監修のもと、123万球にスケールアップしたイルミネーションイベント「ジュエルミネーション」を開催しました。人気グループ「ファンキーモンキーベイビーズ」を使ったテレビコマーシャルの効果などもあり、多くのお客様で賑わいました。これらの結果、震災の影響による落ち込みを巻き返し、入園者は増加しました。プールWAIは、昨年から実施し好評を博している「ダンスプラッシュ」をリニューアルして実施したほか、夜間にビアガーデンを営業し、好評を博しました。この結果、入場者は休日の天候不順などが影響し前年を下回ったものの、プールWAI開場以来２番目の入場者数を記録しました。温浴施設「丘の湯」は回数券利用の増加や、遊園地のイベントと連動し集客を図ったことなどにより、入場者は増加しました。「季乃彩」はポイント２倍デーや朝風呂の実施などイベントを開催したことなどにより、入場者は増加しました。ゴルフガーデン（練習場）は、様々な顧客サービスイベントを実施したほか、9月からは定休日である火曜日も営業を開始するなどして集客に努めましたが、震災の影響で営業時間を短縮したことなどが尾を引き、入場者は減少しました。また、よみうりV通りの60メートルの高低差を生かしたマラソン大会「よみうりランドVロードレース2011」を初開催し、多くのランナーが参加しました。

以上の結果、総合レジャー事業の売上高は、震災の影響による減収に伴い102億5千8百万円（前年同四半期比2.8%減）となりました。

また、不動産事業の売上高は、販売用宅地の分譲が増加したことなどにより11億4千7百万円（同8.6%増）、サポートサービス事業の売上高は、工事の受注が減少したことなどにより14億4千4百万円（同5.1%減）となりました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は119億2千6百万円（前年同四半期比1.3%減）、営業利益は18億5千4百万円（同6.4%減）、経常利益は20億1千7百万円（同5.3%減）、四半期純利益は11億8千8百万円（同6.7%減）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は、以下のとおり会社の支配に関する基本方針を定めております。

基本方針の内容

当社は、当社の企業価値が、当社及びその子会社が永年に亘って培ってきたノウハウ及びブランドイメージに裏打ちされた経営資源にその淵源を有することに鑑み、特定の者又はグループによる当社の総議決権の15%に相当する株式の取得により、このような当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者又はグループは当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、その基本方針といたします。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成19年2月22日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「旧プラン」といいます）を導入いたしました。

旧プランの有効期間は、平成22年6月30日までとなっておりますが、当社は、旧プラン導入以後の法令・東京証券取引所の諸規則の改正、経済産業省に設置された企業価値研究会を始めとする買収防衛策に関する議論の動向等を踏まえ、平成22年5月12日開催の当社取締役会において、基本方針を引き続き維持することを確認したうえで、平成22年6月23日開催の当社第86回定時株主総会において、株主の皆様のご承認が得られることを条件に、旧プランに所要の変更を行い、買収防衛策を継続することを決議し（以下、変更後のプランを「本プラン」といいます）、第86回定時株主総会において、本プランについて株主の皆様のご承認をいただきました。

本プランの概要は、以下に記載のとおりですが、これは本プランに対する理解を容易にすることを目的にあくまで参考として作成したものです。本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載の「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部変更および継続に関するお知らせ」の本文をご覧ください。

（参考URL：<http://www.yomiuriland.co.jp/ir/news/index.html>）

本プラン導入の目的

本プランは、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、取締役会が独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として、導入されたものです。

本プランに基づく対抗措置の発動に係る手続

(a) 対象となる大規模買付行為

次のアからウまでのいずれかに該当する行為又はその可能性のある行為がなされ、又はなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- ア 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が15%以上となる当該株券等の買付けその他の取得
- イ 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が15%以上となる当該株券等の買付けその他の取得
- ウ 当社の特定の株主が当社の他の株主との間で行う行為であり、且つ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当することとなるような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（ただし、当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合が15%以上となる場合に限ります）

(b) 大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者には、大規模買付行為の開始に先立ち、意向表明書及び大規模買付情報を提供していただきます。

(c) 大規模買付者との交渉等

取締役会は、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合には、60日間（初日不算入）、それ以外の場合には、90日間（初日不算入）の期間を、取締役会評価期間として設定し、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものとします。

(d) 独立委員会の勧告及び取締役会の決議

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日（初日不算入）以内に当該違反が是正されない場合には、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

他方、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告しますが、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合等一定の事情を有していると認められる者である場合には、取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動、不発動又は中止その他必要な決議を行うものとします。

本プランの特徴

(a) 基本方針の制定

本プランは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する「基本方針」を制定した上で、導入されたものです。

(b) 独立委員会の設置

当社は、本プランの必要性及び相当性を確保するために独立委員会を設置し、取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

(c) 株主総会における本プランの承認

本プランの法的安定性を高めるため、本プランにつきましては、平成22年6月23日開催の第86回定時株主総会において本プランの継続に関する承認議案の付議を通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただいております。

(d) 適時開示

取締役会は、本プラン上必要な事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って、適時且つ適切な開示を行います。

(e) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成25年6月30日までとします。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、ア)株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又はイ)取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。

株主の皆様への影響

(a) 本プランの導入時に株主の皆様に与える影響

本プランの導入時には、新株予約権の発行自体は行われておりません。したがって、本プランは、本プラン導入時に株主の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えておりません。

(b) 新株予約権の発行時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

取締役会が対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議をした場合、基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、新株予約権の無償割当ての効力発生日に、当然に新株予約権者となります。そして、当社が新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることになります。ただし、例外事由該当者につきましては、その有する新株予約権が取得の対象とならない、又はその有する新株予約権の取得の対価として交付される財産の種類が他の株主の皆様と異なることがあります。

上記の取組みに対する取締役会の判断及びその判断に係る理由

前記 に記載のとおり、本プランは企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものであると当社は考えます。特に本プランは、当社第86回定時株主総会において本プランの継続に関する承認議案の付議を通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただいており、且つ、その存続が株主の皆様のご意思にかからしめられている点において株主の皆様のご意思を重視していること、対抗措置の発動に際して取締役が独立した第三者的立場にある外部専門家の意見を取得できること、独立性の高い独立委員会の設置を伴うものであり、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の勧告を経る仕組みとなっている上、独立委員会は更に独立した第三者的立場にある外部専門家の意見を取得できること、対抗措置の発動、不発動又は中止に関する判断の際に拠るべき基準が設けられていること等から、本プランは当社の企業価値ないし株主共同の利益を損なうものではなく、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないと当社は考えております。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	294,196,000
計	294,196,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	83,522,024	83,522,024	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は1,000株 であります。
計	83,522,024	83,522,024	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年10月1日～ 平成23年12月31日	—	83,522,024	—	6,053,030	—	4,730,211

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,531,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 78,570,000	78,570	—
単元未満株式	普通株式 421,024	—	一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	83,522,024	—	—
総株主の議決権	—	78,570	—

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1,000株(議決権1個)含まれております。
2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式821株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社よみうりランド	東京都稲城市矢野口 4015番地1	4,531,000	—	4,531,000	5.42
計	—	4,531,000	—	4,531,000	5.42

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
常務取締役 (経営企画室、新規事業推進室、 カントリークラブ事業部、 ゴルフ倶楽部事業部担当)	常務取締役 (経営企画室、 カントリークラブ事業部、 ゴルフ倶楽部事業部担当)	土方 功	平成23年10月1日

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年 3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,195,562	6,235,737
受取手形及び売掛金	747,813	907,609
たな卸資産	269,281	256,249
繰延税金資産	177,760	107,349
その他	81,710	182,732
貸倒引当金	83	328
流動資産合計	7,472,045	7,689,348
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	18,754,884	17,692,961
土地	17,876,407	17,878,853
建設仮勘定	231,368	379,530
その他（純額）	818,638	739,061
有形固定資産合計	37,681,298	36,690,406
無形固定資産		
その他	82,947	84,384
無形固定資産合計	82,947	84,384
投資その他の資産		
投資有価証券	7,163,503	7,024,620
繰延税金資産	583,630	578,182
その他	198,549	245,035
投資その他の資産合計	7,945,683	7,847,838
固定資産合計	45,709,929	44,622,629
資産合計	53,181,974	52,311,978
負債の部		
流動負債		
営業未払金	629,425	335,356
短期借入金	3,100,000	3,065,000
1年内返済予定の長期借入金	1,207,400	1,526,800
未払法人税等	417,762	398,172
賞与引当金	119,005	29,924
災害損失引当金	103,711	6,322
その他	1,327,470	1,554,081
流動負債合計	6,904,776	6,915,658
固定負債		
長期借入金	3,285,600	2,140,500
繰延税金負債	841,292	625,285
退職給付引当金	579,133	631,784
役員退職慰労引当金	108,250	99,141
長期預り金	23,543,263	23,375,792
その他	292,829	287,841
固定負債合計	28,650,369	27,160,345
負債合計	35,555,145	34,076,004

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,053,030	6,053,030
資本剰余金	4,730,627	4,730,578
利益剰余金	7,620,193	8,414,198
自己株式	1,612,749	1,759,692
株主資本合計	16,791,102	17,438,115
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	835,726	797,859
その他の包括利益累計額合計	835,726	797,859
純資産合計	17,626,828	18,235,974
負債純資産合計	53,181,974	52,311,978

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
売上高	12,087,056	11,926,976
売上原価	8,892,364	8,880,695
売上総利益	3,194,691	3,046,281
販売費及び一般管理費	1,212,917	1,191,923
営業利益	1,981,773	1,854,357
営業外収益		
受取利息	1,137	592
受取配当金	173,703	173,584
その他	51,265	51,034
営業外収益合計	226,106	225,210
営業外費用		
支払利息	77,160	61,894
その他	67	531
営業外費用合計	77,227	62,425
経常利益	2,130,652	2,017,142
特別利益		
固定資産売却益	2,007	-
受取補償金	89,180	100,000
特別利益合計	91,187	100,000
特別損失		
固定資産除却損	109,463	168,548
投資有価証券評価損	-	2,855
災害による損失	-	12,112
減損損失	-	52,170
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	87,952	-
特別損失合計	197,416	235,687
税金等調整前四半期純利益	2,024,423	1,881,455
法人税、住民税及び事業税	757,523	734,488
法人税等調整額	8,097	41,989
法人税等合計	749,426	692,499
少数株主損益調整前四半期純利益	1,274,997	1,188,956
四半期純利益	1,274,997	1,188,956

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,274,997	1,188,956
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	40,037	37,867
その他の包括利益合計	40,037	37,867
四半期包括利益	1,234,959	1,151,089
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,234,959	1,151,089
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	
第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。	

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
減価償却費	1,479,511千円	1,440,371千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月23日 定時株主総会	普通株式	199,921	2.50	平成22年3月31日	平成22年6月24日	利益剰余金
平成22年11月11日 取締役会	普通株式	199,913	2.50	平成22年9月30日	平成22年12月7日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月22日 定時株主総会	普通株式	197,476	2.50	平成23年3月31日	平成23年6月23日	利益剰余金
平成23年11月9日 取締役会	普通株式	197,475	2.50	平成23年9月30日	平成23年12月6日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	総合レジャー 事業	不動産事業	サポート サービス事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	10,542,056	1,055,572	489,426	12,087,056	—	12,087,056
セグメント間の内部 売上高又は振替高	9,961	1,350	1,033,160	1,044,472	1,044,472	—
計	10,552,018	1,056,922	1,522,587	13,131,528	1,044,472	12,087,056
セグメント利益	2,387,914	601,290	98,048	3,087,253	1,105,480	1,981,773

(注) 1 セグメント利益の調整額 1,105,480千円には、セグメント間取引消去967千円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 1,106,447千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	総合レジャー 事業	不動産事業	サポート サービス事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	10,248,832	1,146,572	531,571	11,926,976	—	11,926,976
セグメント間の内部 売上高又は振替高	9,911	1,390	912,990	924,292	924,292	—
計	10,258,744	1,147,962	1,444,562	12,851,268	924,292	11,926,976
セグメント利益	2,180,890	657,883	101,478	2,940,252	1,085,895	1,854,357

(注) 1 . セグメント利益の調整額 1,085,895千円には、セグメント間取引消去3,254千円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 1,089,149千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 . セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(金融商品関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(有価証券関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	15円94銭	15円07銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	1,274,997	1,188,956
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	1,274,997	1,188,956
普通株式の期中平均株式数(株)	79,965,367	78,890,023

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第88期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)中間配当については、平成23年11月9日開催の取締役会において、平成23年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり行うことを決意いたしました。

中間配当金の総額	197,475,508円
1株当たり中間配当金	2円50銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成23年12月6日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 2 月13日

株 式 会 社 よ み う り ラ ン ド
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 野 隆 良 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴 木 真 紀 江 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社よみうりランドの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社よみうりランド及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2．四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。